主 文

- 1、原告および参加原告の各請求をいずれも棄却する。
- 2、訴訟費用は原告および参加原告の各負担とする。

事 実

第一、当事者の求めた裁判

一、原告および参加原告(請求の趣旨)

1、被告は、別紙三ないし六記載の(イ)号、(ロ)号、(ハ)号、(ニ)号各図 面およびその説明書に表示する受杆係脱装置のついた金属製棚(ロイヤルラツク 棚)の製造、販売、拡布をしてはならない。

- 2、被告は、原告に対し金二七万二、七七六円およびこれに対する昭和四五年八月 一四日から完済まで年五分の割合による金員、参加原告に対し金四七〇万円および これに対する昭和四八年九月二九日から完済まで年五分の割合による金員をそれぞ れ支払え。
- 3、被告は、別紙一表示の謹罪広告を日本金物新聞、日用品新聞、家庭日用品新 聞、中央金物新聞に各一回掲載しなければならない。

4、訴訟費用は被告の負担とする。

2につき仮執行の宣言。

二、被告(請求の趣旨に対する答弁)

主文同旨。 第二、当事者の主張

ー、原告および参加原告の請求原因

(原告および参加原告の地位)

原告は、後記2記載の本件実用新案権者であり、本件考案は参加原告の役員(代 表取締役)である原告の職務考案によるものであるから、参加原告は、実用新案法 九条、特許法三五条の規定による法定(通常)実施権者(しかも独占的実施権者) である。

2、(本件実用新案権)

本件実用新案権は、つぎのとおりである。

考案の名称 金属製棚における受杆係脱装置

登録番号 第七六七八六六号

出願日 昭和三六年七月七日

昭和三九年一一月二四日 昭和四〇年五月一二日 公告日

登録日

右出願の願書に添付した明細書の「実用新案登録請求の範囲」の記載は、つぎの とおりである。

「図面 (別紙二の各図面) に示すように上方より下方に至るに従いその幅員を次第に狭少ならしめた梯形金属製棚枠11′を左右に設け、該棚枠11′の内面に段 階的に複数の上向き係止突起44′を突設し、これに受杆22′の両端に形成せる 折曲部33′に穿設した溝孔55′を係脱自在に取り着けると共に該折曲部33′ の側面と棚枠の内接面とを圧接させた金属製棚における受杆係脱装置の構造。」 (本件考案の構成要件と作用効果)

本件考案の構成要件を分説すると、つぎのとおりである。

- 上方より下方に至るに従い、その幅員を次第に狭少ならしめた梯形金属製 (1)を左右に設けている。
- (2)、棚枠11′の内面に段階的に複数の上向き係止突起44′を突設し、 に受杆22′の両端に形成せる折曲部33に穿設した溝孔55′を係脱自在となる ように設けている。
- (3)、折曲部33′の側面と棚枠11′の内接面とを圧接している。右構成にか
- かる本件考案の作用効果は、つぎのとおりである。 (a)、棚枠11′を上方に比して下方の幅員を狭くするよう梯形に形成したの で、炊事場に吊り下げて使用する際、頭を前側に下げても、棚枠および棚受の幅員
- が狭い関係上、頭を打つことがない。 (b)、棚枠の内面に係止突起44' を突設し、これに受杆22′の溝孔55′を 係合させるようにしたので、受杆22' が棚枠外に突き出ることがない。 (c)、係止突起44' に溝孔55' を係脱自在であるから、運搬の場合に折りた

たんだ輪送することができるので、不当に広い場所を占有することなく極めて軽便 である。

4、(被告の侵害行為)

被告は、別紙三ないし六記載の(イ)号、(ロ)号、(ハ)号、(ニ)号各図面 およびその説明書に表示する受杆係脱装置のついた金属製棚(ロイヤルラック棚) を製造、販売、拡布しているところ、右(イ)号ないし(二)号の各製品は、本件 考案の各構成要件(前項(1)ないし(3))の全てを包含しており、ただ、各製 品の形状に構造上の微差があるのみである。

したがつて、被告の各製品は本件考案の技術的範囲に属するものであり、被告の 右行為は、原告の本件実用新案権および参加原告の本件考案実施権を侵害するもの

(原告の損害金二七万二、七七六円)

原告の本件実用新案権を侵害した被告の行為には、過失があつたものと推定され るところ(実用新案法三○条、特許法一○三条)、被告は右侵害行為によつて金二 七万二、七七六円の販売利益を得たから、原告は同額の損害を受けた(実用新案法 二九条)

参加原告の本件考案実施権を侵害した被告の行為には、過失があつた。すなわ ち、本件考案は昭和三九年一一月二四日付実用新案公報に掲載され、右公報はその ころ各県の発明協会支部(愛知県の場合名古屋商工会議所内)等に展示されて一般 周知の状態に置かれたほか、原告(参加原告代表者)は昭和四四年に業界紙に本件考案実施権を侵害しないよう警告文を掲載し、さらに参加原告は昭和四四年九月に大阪、東京、名古屋における各見本市に本件考案にかかる製品を出品展示したので あるから、被告の侵害行為に過失のあることは明らかである。

ところで、参加原告は、古くから今治市に工場を持ち、多数の従業員を雇用し て、日本全国(ことに日本住宅団の指定を受けて)に販売網を有し、本件考案にか かる商品をTY印パイプ棚と称して販売している。しかるに、被告は、昭和四四年から前記(イ)号ないし(ニ)号の各パイプ棚の製造販売を始めたので、参加原告

代表者は、被告に対し、昭和四四年一二月一二日到達の内容証明郵便でその侵害の停止方を警告したが、被告は誠意を示さない。 被告の右侵害行為により、参加原告は、昭和四四年一〇月から昭和四五年九月ま での間に一万七、五七五個のTY印パイプ棚の返品を受け、粗利益九六三万九、二 九四円の損害を受けた。このことは、右棚の売上高に対する返品率がそれまでの 二・二%から右時期に至つて二倍以上の五・〇%に急騰したことからも明らかであ る。

(謝罪広告)

被告は、前記侵害行為のほか、昭和四四年九月大阪市等における見本市に参加原 告の商品と並んで自己の前記商品を展示し、さらに原告から昭和四四年一二月一 日到達の書面で警告を受けながら、あえて原告および参加原告の権利を無視し、 タガタの類似粗悪品を製造販売した。よつて、一般需要者に対する原告および参加 原告の業務上の信用を著しく傷つけたから、

その回復措置として別紙一表示の謝罪広告を求める必要性がある。

(結論)

よって、原告および参加原告は、被告に対し、請求の趣旨記載のとおり(損害賠償の請求中参加原告の請求は九六三万九、二九四円の内金、また遅延損害金請求の 始期は、原告に対しては本件訴状送達の翌日、参加原告に対しては、訴訟参加申立 書到達の翌日)の判決および仮執行の宣言を求める。

二、請求原因に対する被告の認否と主張

- 請求原因1および2の事実は認める(ただし参加原告が独占的実施権者である ことは不知)。しかし、本件考案の通常実施権者にすぎない(専用実施権者ではない)参加原告は、本訴各請求権を有しない(実用新案法二七条ないし三〇条、特許法一〇三条、一〇六条参照)。
- 2、同3の事実中、(3)が構成要件になるとの主張および(b)が作用効果であ るとの主張は否認するが、その余の部分は認める。
- 3、同4の事実中、被告が過去に原告ら主張の製品を製造、販売したことは認める が、その余は否認する。
- 七万二、七七六円は被告の右製品販売の粗利益であつて 同5の事実中、金二 純利益ではない。その余は否認する。原告は本件考案は実施していないから、実用

新案法二九条の推定規定の適用はない。また原告は相当実施料額についての請求もしていない。

5、同6の事実中、被告の侵害行為に過失があつたことは否認する。参加原告がTY印パイプ棚を、被告が(イ)号ないし(二)号の各製品を製造、販売していたことは認めるが、参加原告の損害額と因果関係は否認する。

すなわち、被告は、右製品を昭和四四年五月から一一月までの間四、三九八個製造し、そのうち六二六個を販売したが、その後原告の警告を受けたため、同年一二月一六日得意先にその販売中止案内を発送したうえ、同年一二月二六日在庫三、七七二個を全部廃棄した。このように、被告の販売数量はわずか六二六個であり、しかも参加原告の主張する返品急騰期と重複するのはわずか一、二か月にすぎず、被告の取引先では、他社(参加原告を含めて)に値下げ、返品等を要求したこともい。加えて、参加原告は、本件考案の通常実施権者であるから、得意先にその旨通報し、業界に警告を発することによつて、極めて容易に販売の支障を除去できたはずである。結局、参加原告に返品が急騰したとしても、それは右製品自体の不人気のせいであり、被告の行為に起因するものではない。

6、同7の事実中、被告が昭和四四年九月大阪市等の見本市に前記製品を出品展示したこと、原告からその主張の警告文の到達したことは認めるが、その余の事実は 否認する。

7、同8の主張は争う。

8、(本件考案の構成要件に対する疑問)

原告らは、請求原因3(3)「折曲部33′の側面と棚枠11′の内接面とを圧

接している」ことも本件考案の構成要件である旨主張するが、妥当でない。

本件実用新案出願公告の公報によれば、従来のこの種技術の解決されるべき課題として、「従来の棚は棚枠に受杆を固着してこれに横桟を架け渡して固定させて本体を構成しているので、運搬に不便であつた」ところからも、その解決のためにとれて考案を開発し、その作用効果は請求原因3の(a)ないし(c)の三つにあるしている。ところが、右の「折曲部33′の側面と棚枠の内接面とを圧接させる」とは、右作用効果のいずれとも関係がない。「実用新案登録請求の範囲」に記載されたものであつても、それが「考案の詳細な説明」、「図面」等を総合的に考慮しても、何らの作用効果をも有しないものである場合には、考案の構成要件としても、本件考案の構成要件の解釈に影響を及ぼさないというべきであるとしても、本件考案の構成要件の解釈に影響を及ぼさないというべきる。

9、(本件考案の技術的範囲と公知事項)

前記のとおり、本件考案の構成要件は、請求原因3の(1)(梯形棚枠)および(2)(係脱自在装置)にあるところ、右(1)の点については、訴外望海木材工業株式会社が昭和三二年三月八日出願した食器棚の側状が下方から上方に次第に幅員を狭少ならしめることにより、使用時にうつむいても前額部を打たない構造と作用効果を有するものであり、また本件考案と同一の梯形棚枠を訴外【A】が昭和三四年二月二五日特許庁に実用新案として出願し、昭和三七年一月一八日公告されており、右(2)点についても、訴外三菱造船株式会社が昭和六年六月九日に出願しおり、右(2)点についても、訴外三菱造船株式会社が昭和六年六月九日に出願した金属製棚鈑支持装置は、支柱に段階的に係止突起し、これに棚鈑側鈑の外側に折た金属製棚鈑支持装置は、支柱に段階的に係止突起し、これに棚鈑側鈑の外側に折た金属製棚鈑支持装置は、支柱に段階的に係止突起し、これに棚鈑側鈑の外側に折ちてあるものであるから、右(1)および(2)のいずれも実用新案法三条一項一号に規定する国内における出願前公知のものである。

そうすると、本件考案の構成要件は既にすべて公知であるというべきところ、 ① かような新規性のない考案を構成要件とした本件実用新案権は、当然無効である。

- る。 ② 本件考案の技術的範囲(権利範囲)の解釈にあたつては、右公知部分を除外して判断すべきであるから、結局本件考案の構成要件は存在せず、技術的範囲は皆無であつて、本件実用新案権は無効というに等しい。
- ③ 公知となつた考案技術についての使用は本来自由というべきであり、だれでも自由な技術(先行使用技術)としてこれを用いることは許されてしかるべきであるから、公知部分の技術は法的保護の対象とはならないというべきである。
- ④ かりに、本件実用新案権は、特許庁に無効審判の請求をし、無効審決が確定して初めて無効となるものであるとしても、いまだ右請求をなしておらず無効審決がない現段階においても、出願当時既に本件考案はすべて公知となつている以上、本

件実用新案権やその実施権に基づき、差止請求や損害賠償請求あるいは名誉回復請 求をすることは、権利の濫用であつて許されないというべきである。

(本件考案と被告製品との比較)

前記のとおり、本件考案の構成要件がすべて既に公知のものであるから、本件実 用新案の技術的範囲(権利範囲)は、請求原因2記載の「実用新案登録請求の範 囲」の文字通り狭く厳格に解釈すべきである。

そこで、被告の製品(イ)号、(ロ)号についてみると、本件考案の構成要件は「上方より下方に至るに従い。両枠の幅員を次第に狭少ならしめる」ものであるの に対し、被告の右製品は「両枠のほぼ中央部より下方に至るに従い、その幅員を次 第に狭少ならしめる」ものであり、したがつて両者は別異のものであるから、被告

の右製品は本件実用新案の技術的範囲に属しない。

つぎに、被告の製品(ハ)号、(ニ)号についてみると、本件考案の右構成要件 に対し、被告の右製品は、いずれも上方より下方に至るに従い、両枠の幅員を次第 に拡大した梯形金属製棚枠を有するものであつて、本件考案の右構成を有していな い。右構成上の相違は、その作用効果の点においても別異のものとなる。すなわ ち、本件考案の作用効果中には、右構成要件となつているため、棚を吊り下げて使用する際、使用者が棚枠の下方で頭を打つことがないという点があるが、被告の右 製品は、いずれも棚枠が下方に拡大している関係で、右効果を求めることは不可能であり、逆に頭を打つ危険性を伴うものである。したがつて、両者はその構成上、 作用効果上別異のものであり、被告の右製品は本件考案の技術的範囲に属するもの ではない。

11、(本件考案の構成要件についての仮定主張)

かりに、前記8項の主張が認められないとしても、請求原因3(3)「折曲部3 3 ダツシュの側面と棚枠11 の内接面とを圧接している」ことが、同3 (b) の受杆が棚枠外に突き出ないという作用効果を有すると仮定しても、受杆を棚枠外 に突き出さないということは、従来の戸棚、書棚では公知公用のことであり、むし ろそれが通常の前提条件であるから、新規性がなく、かかる作用効果があるとして も、右の点が本件考案の構成要件に包含されるということはできない。

かりに、右が失当で、右の点が本件考案の構成要件に含まれるものと仮定しても、被告の製品(イ)号ないし(二)号は右の圧接の構造を有しない。すなわち、 被告の右製品は、いずれも折曲部の側面と棚降の内接面とを向い合わせているが、 両者は接しているものではなく、離れており、ガタガタしているのであるから、右 製品は本件考案の技術的範囲に属さない。

三、被告の主要に対する原告および参加原告の反論

(本件考案の構成要件)

被告は、本件考案の構成要件である「折曲部33′の側面と棚枠の内接面とを圧 接する」点についての作用効果の記載が「考案の詳細な説明」および「図面」にな いから、本件考案の構成要件ではない旨主張するが、そもそも実用新案の構成要件には必須要件とそうでない構成要件(説明的構造)とがあり、右部分の構成要件は、考案説よりして、受杆と係止突起との係脱関係の構成を表現したものであった。 て、受杆の溝孔が係止突起44′に係止内接しているからこそ、棚枠外に突き出な いでガタガタせず、安定した効果を奏するものであるから、本件考案の一部に属す るものである。

すなわち、右の「圧接」とは「係止内接」の意味であり本件「実用新案登録請求の範囲」中に「……と共に……」との接続助詞をもつて前後の文節を接続表現して いる関係上、「折曲部33′側面と棚枠11′の内接面とを圧接する」とあるの は、「受杆22′が安定するように折曲部33′の両端に穿設した溝孔55′を係脱自在に棚枠11′の内接面と係止突起44′との間に係止内接させた構成」の意 味であるが、右要件の記載は、いわば受杆の係止突起の係脱関係の説明的あるいは 作用的記載であつて、特許庁の審査の実務において許されている事項であり、本件 考案の構成上の必須要件ではない。したがつて、本件考案においては、受杆の溝孔 が係止突起に係脱自在に係止ができるようになつておればよいのである。

(本件考案の新規性と進歩性)

被告は、本件構成要件が公知である旨主張するが、いかなる考案といえども、そ の思想を分折すれば、己知公知に属する個々の思想を集成しているものであつて、 無から有を生じさせるような考案はない。ただ、その集成の上に特種別様の点があ つて、そのために個々の思想の単なる総和以上の新規性を生じさせるところに、考 案の考案たるゆえんがあり、そこに実用新案制度の存立する基礎がある。

原告らは、被告の主張する梯形棚枠自体は公知(実公昭三七一六八六)であり、また支柱に舌片状態支を設けたものは公知(実公昭六一一七五八)であることは認めるが、本件考案は右の総和以上のものであり、また本件考案の必須構成要件とするところの「梯形金属製棚枠11′の内面に段階的に複数の上向き係止突起44′を一体的に構成されていること、受杆22′の両端に形成せる折曲部33′に穿設した溝孔55′を突起44′に係脱自在に係止内接させて設けていること」等は、前記公知例には何等の記載がないから、本件実用新案は新規性ならびに進歩性を有する。

3、(公知性と本件考案の有効性)

被告は、本件実用新案権は公知のものであつて当然無効である旨主張するが、そも考案が新規であるかどうかは特許庁における審査官の専門的、技術的な審査、判断に委ねられ、審査官が新規な工業的考案が存在すると認定したとき、実用新案登録査定がなされ、実用新案権はその設定の登録によつて発生する(実用新案法一四条)のであつて、もしかりに、審査官が判断を誤り、たとえば考案が公知の技術に属するようなものが登録されたとしても、いつたん登録された実用新案権は、特許庁で行なわれる実用新案登録無効の審判によつてのみ、その効力が遡及的に否認せられるべきものであるから、無効審決がない本件実用新案権は有効に存するものであることは論をまたない。

4、(本件考案の技術的範囲と被告の製品との比較)

新法の実用新案権は「物品の形状、構造または組合せ」にかかるものとして、これらに具現化されていることを要するが、これらに具現化された考案の効果の保護に重点がおかれている以上、右の権利範囲の判定に当つては、ただ単に「物品の形状、構造または組合わせ」を表面的に物理的な外形的なものとして比較検討するにとどまらず、考案の目的およびこれに伴う実用新案性、経済的技術的価値いわば作用効果を斟酌し、その実用新案によつて合理的な人間ならば当然予想することができるような範囲内にあるかどうかによつて、物品の形状、構造または組合せの同一性を決め、もつて実用新案の権利範囲(技術的範囲)を判定すべきである。

したがつて、被告の製品(イ)号、(ロ)号が本件考案の技術的範囲に属することはもちろんのこと、被告の製品(ハ)号、(ニ)号と「棚枠も同様であつて、不(カーと、である受杆係脱装置の間において、「棚枠自体の形」というに、「棚枠内の係止突起の数」とに差異があるから、前者は後のも一般である。ということはできない。すなわち、本件考案の「考案の目的」は、その便用のであるとはできない。「従来、受杆に固着していたのであるところ、その作用るのには、「棚枠11'の上面を天井板に釘係止にディーのであるとで、その作用もので、棚枠の内面に段階的に複数の上向きの係止にディーのであるいは受杆22'を上方に引き上げて突起44'に受杆22'で利力をで、棚枠の内面に段階的に変更上がで、一次では44'に受杆22'で表上方に引き上げて、一次で表別を開展して、ようにしたものである」との記載から指して、の効果は、正逆にようにしたものであることが明ら、そうするとには、正逆にようにしたものであることが明ら、そうするとが被手を関するといるのとは、本件考案を前提とするといるの実用性からも、表別は当然を単したであるに変更しる構造上の微差にすぎない。

四、原告らの反論に対する被告の再反論

1、(再び本件考案の構成要件について)

原告らは、「折曲部の側面と棚枠の内接面を圧接する」構造は、受杆が棚枠外に 突出しない作用効果を有する旨主張するが、本来、構造上棚枠外に飛び出すものを 飛び出さないようにするのが考案であり、その作用効果であるのに、原告ら主張の 構造のものでは本来受杆が棚枠外に飛び出すことはありえないから右主張は失当で ある。

2、(本件考案の新規性と進歩性について)

原告らは、梯形棚枠と係脱装置が公知であることを認めながら、二つの公知技術を組合せたのが本件考案であつて新規性を有する旨主張するが、公知の技術はそれをいくつ組み合わせてみても、それによつて技術思想的に全く新しいものを招来しないかぎり、新規性や進歩性を認めることはできない。本件考案が技術思想的に二

つの組合わせ以上の新規性があるものとはいえず、また進歩性があるともいえない。強いていえば、「棚枠の内面に係止突起を設けたこと」と「受杆の両端に折曲 部を設けたこと」が問題となりうるが、これとても、結局その作用効果は「係脱自 在にする」点にある以上、係脱装置をどこにつけても同じことであり、前記公知例 (実公昭三七一六八六、実公昭六一一一七五八) と同一であつて新規性および進歩 性はない。このことは、本件実用新案登録の過程において、一度進歩性がないとし て拒絶査定を受けていることからも明らかである。 第三、証拠関係(省略)

理 由

一、つぎの各事実は、当事者間に争いがない。

1、原告は左記本件実用新案の権利者であり、参加原告はその通常実施権者である

考案の名称 金属製棚における受杆係脱装置

登録番号 第七六七八六六号

出願日 昭和三六年七月七日

公告日 昭和三九年一一月二四日

昭和四〇年五月一二日

2、右出願の願書に添付した明細書の「実用新案登録請求の範囲」の記載は、つぎ

のとおりであること。 「図面(別紙二の各図面)に示すように上方より下方に至るに従いその幅員を次第に狭少ならしめた梯形金属製棚枠11′を左右に設け、該棚枠11′の内面に段階的に複数の上向き係止突起44′を突設し、これに受杆22′の両端に形成せる折曲部33′に穿設した溝孔55′を係脱自在に取り着けると共に該折曲部33′の 側面と棚枠の内接面とを圧接させた金属製棚における受杆係脱装置の構造。」 3、本件考案の構成要件には左記事項を含んでいること。

- (1) 上方より下方に至るに従い、その幅員を次第に狭少ならしめた梯形金属製枠 11′を左右に設けている。
- (2) 棚枠 1 1 の内面に段階的に複数の上向き係止突起 4 4 を突設し、これに受杆 2 2 の両端に形成せる折曲部 3 3 に穿設した溝孔 5 5 を係脱自在となる ように設けている。

4、本件考案は左記の作用効果を有すること。

- (1) 棚枠11′を上方に比して下方の幅員を狭くするよう梯形に形成したので 炊事場に吊り下げて使用する際、頭を前側に下げても、棚枠および棚受の幅員が狭
- い関係上、頭を打つことがない。 (2)係止突起44′に溝孔55′を係脱自在であるから、運搬の場合に折りたた んで輸送することができるので、不当に広い場所を占有することなく極めて軽便で
- ある。 5、被告は、別紙三ないし六記載の(イ)号、(ロ)号、(ハ)号、(ニ)号各図 面およびその説明書に表示する受杆係脱装置のついた金属製棚(ロイヤルラツク 棚)の各製品を製造、販売していたこと。

(本件考案の構成要件)

ころで、原告らは、本件考案の構成要件中には、前項3 (1) および (2) ほ、これとは別個独立のものとして、「折曲部33 の側面と棚枠11 の内接 面とを圧接している」点も包含される旨主張し、鑑定の結果および証人【B】の証 言中には右主張にそう部分があるが、右は結局、明細書の「実用新案登録請求の範 囲」の記載中にその旨うたつてあるからというのがその根拠であるところ、なるほ で、実用新案法二六号、特許法七○条は、実用新案の技術的範囲は願書に添付した 明細書の「実用新案登録請求の範囲」の記載に基づいて定めなければならないとし ており、実用新案法五条四項は、右の「実用新案登録請求の範囲」には、考案の詳細な説明に記載した考案の構成に欠くことができない事項のみを記載しなければな らないこととしている。

しかしながら、出願者は、往々にして、右の「実用新案登録請求の範囲」の項 に、考案の必須構成要件(いわゆる考案の要部)だけに限定して記載することをせ ず、単に考案の必須構成要件に関連するにすぎないような事項をもあわせ記載する ことがあることは、十分ありうることであるから、実用新案の技術的範囲を確定す るに当たつては、「実用新案登録請求の範囲」に記載された事項であつても、右記 載の文言のみに拘泥することなく、願書に添付された「図面」および「図面の簡単な説明」あるいは「考案の詳細な説明」中に記載された考案の課題や作用効果等を しんしやくすることができると解すべきである。

これを本件についてみると、成立に争いのない甲第一号証の一の本件実用新案公報中の「図面の簡単な説明」によれば、の第一図は本件考案装置の斜部図であり、第二図はその要部の拡大斜面図であることが認めらして一体となっていることが認めらして一体となっていることが認めらして一体となっていることが認めらして、本件の「考案の詳細な説明」によれば、一個技術の解されるでき課題として表現である。とは密接である。としており、これに対して、一個ないのではは、一個ないである。というであるに、一個ないである。というであるというである。というであるというであるというであるというであるというであるというであるというであると、「他のない、」 「日本では、「日本のは、「日本では、「日本では、「日本では、「日本では、「日本のは、「日本では、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日

加えて、原告および参加原告は、右圧接部分の記載は、いわば受杆の係止突起の係脱関係の説明的あるいは作用的記載であつて(このような記載は特許庁の審査の実務において許されていることであり)、本件考案の構成上の必須要件ではないことを自認している。

右事実によれば、原告らの主張する圧接部分の構造は、係脱自在装置と一体となすもので、いわばその説明的ないし作用的記載であつて、本件考案の独立の構成要件となるものではないと認めるのが相当である。

三、(本件考案の新規性と進歩性)

(梯形棚枠の公知公用例)原本の存在とその成立に争いのない乙第一号証(意 匠公報写)によれば、考案者目泰、意匠権者望海木材工業株式会社が昭和三二年三 月八日出願し、昭和三三年一月三一日第一三四三〇四号として登録された意匠を現 わすべき物品である第六類食器棚は、下方から上方に次第に幅員を狭少ならしめる 構成をとつており、食器棚は通常床上に設置されるものであることにかんがみ、使 用時にうつむいても前額部を打たない作用効果を有するものであることが認められる。また、成立に争いのない乙第四号証ならびに証人【C】の証言(第二回)とこれによっては立の認められる。 れによつて成立の認められる乙第八号証によれば、東京都太田区<以下略>【A】 が昭和三三年一二月二〇日ころ、当時在職中の厨房用品専門メーカーであるサンウ エーブ工業株式会社において製作図写した水切棚のうち、第一号型および第二号型 は上方から下方に次第に幅員を狭少ならしめる構造となつており、これも使用者の 腰高程度の台の上に置いて使用するかぎり、使用時にうつむいても前額部を打たない作用効果を有しているものであるが、右設計にかかる水切棚は、右設計のころ、 東京都の大丸百貨店で一般販売されていたことが認められる。さらに、証人【C】 の証言 (第二回) とこれによつて成立の認められる乙第四二号証の一、二によれば、被告の従業員が名古屋市内の洋書店丸善で昭和三二年二月ころ買い求めたアメ リカのロスアンゼルス州、シアーズローバツクカンパニー刊行のフォールアンドウ インター一九五五年版には、炊事台の裏側壁の上部に架設する食器棚の構造とし て、上方から下方に次第に幅員を狭少ならしめるように記載されており、これも使 用時に頭を打たない作用効果を有するものであることが認められる。 右の事実によれば、第一項3(1)の構成要件(梯形棚枠)は、本件実用新案登

右の事実によれば、第一項3(1)の構成要件(梯形棚枠)は、本件実用新案登録出願前公知公用であつて、かつ日本国内または外国において頒布された刊行物に記載された考案であるということができる。

2、(係脱自在装置の公知例)原本の存在とその成立に争いのない乙第二号証(実用新案願公告写)によれば、考案者【D】、出願人三菱造船株式会社が昭和六年六月九日出願し、同年一○月一日第一一七五八号として公告となつた実用新案「金属製棚鈑支持装置」は、金属條鈑製の支柱に縦列に多数の舌片状態支を設け、金属製

棚鈑の側鈑に上下の折曲突片を設け、上部突片に舌片状態支の一つを挿入すべき長方形穴を穿ち、棚鈑は右上下の二突片にて相当位置における二個の懸支に係合するように金属製棚鈑支持装置の構造を有するものであつて、これも係止突起(舌片状態支)と上部突片穴とを係脱自在に取り着けることができる作用をもち、右両者間はおおむね圧接しているものと認められる。

右の事実によれば、第一項3(2)の構成要件(係脱自在装置)は、本件実用新案登録出願前公知であつたものということができる。

(本件考案の新規性と進歩性) 原告らは、以上のうち、梯形棚枠自体あるいは 支柱に舌片状態支を設けたもの自体の公知性は認めつつも、本件考案は右各公知例 とも相違しており、右各公知例の総和以上のものであるから、本件考案は新規性を 有することはもちろん、進歩性も有する旨主張するが、前示のとおり、本件考案が 右各公知例と格別相違しているとは認められないばかりか、本件構成要件(1)お よび(2)の組合せが、右各公知例と比較して、顕著な作用効果を作出させるに至 つているものとは到底いえないので、本件考案がいわゆる結合考案として新規性を 有するに至つたものとはいえないうえ、本件考案は、本件実用新案登録前に、その 考案の属する技術の分野における通常の知識を有する者が、右各公知例に掲げる考 案に基づいて極めて容易に考案をすることができるものと認められ、結局進歩性も 欠如しているというべきである(なお、原本の存在とその成立に争いのない乙第四 五号証の一ないし七によれば、原告は当初本件考案の登録願に際し、「実用新案登 録請求の範囲」の欄に、本件考案の構成要件として前記係脱自在装置部分のみを記 載して提出したところ、特許庁審査官から前記公知例(昭和六年公告第一一七五八 号)により極めて容易に考案することができるから進歩性がないとして拒絶査定を 受け、原告が意見書に代わる補正書を提出して、本件考案の構成要件として前記梯形棚枠部分を追加し、ようやく出願公告の決定と登録査定を受けるに至つたことが 認められるが、前示のように、右梯形棚枠部分についても新規性がなくかつ進歩性 も認められない)

四、(本件考案の技術的範囲と被告製品との比較)

これを本件についてみると、本件実用新案公報の「実用新案登録請求の範囲」(第一項2記載)によれば、本件考案の構成要件(1)は、「上方より下方に至るに従い、その幅員を次第に狭少ならしめた梯形金属製棚枠を左右に設ける」ものであるのに対し、被告製品(イ)号および(ロ)号は、別紙三および四記載のとおり、「前方棚枠のほぼ中央部より下方に至るに従いその幅員を次第に狭少ならした金属製棚枠を左右に設けている」ものであり、また(ハ)号および(ニ)号はよび六記載のとおり、「上方より下方に至るに従いその幅員を次第に拡大ならしめた梯形金属製棚枠を左右に設けている」ものであるから、その余の点のは大ならしめた梯形金属製棚枠を左右に設けている」ものであるから、その余の点において、本件考案と被告の各製品とは相違して別個のもであり、したがつて被告の製品(イ)号、(ロ)号、(ハ)号、(ニ)号はいずれも本件実用新案の技術的範囲に属しないものというべきである。 (まとめ)

以上の次第で、被告の各製品が本件実用新案の技術的範囲に属することを前提とする原告および参加原告の本訴各請求は、その余の点について判断するまでもなく理由がないから、これを失当として棄却することとし、訴訟費用の負担について民

訴法九三条一項本文および八九条を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判官 水地巖 梶本俊明 梶村太市)

別紙一

謝罪広告

当社が製造販売中のロイヤルラツク棚C-P九、C-P-二、C-M九、B-P -二、B-P九、B-M九を製造販売しておりましたが、これは貴殿が所有する登 録実用新案第七六七八六六号の金属製棚における受杆係脱装置の実用新案権を侵害 するものでありまして、貴社の取引先ならびに需要者に御迷惑をおかけして申訳あ りません。

ついては、当社は今後右実用新案権の侵害となるべきことはしないことを誓約い たします。

ここに謝罪の意を表します。

年 月 日

名古屋市<以下略>

協栄物産株式会社

代表取締役【E】

愛媛県今治市<以下略>

TY印製品製造元

KK 田窪工業所

[F]

(ただし、表題、氏名、宛名二号活字、その他三号活字で一ページ下段(三段1/ 2) に掲載のこと)

別紙二

< 1 1 8 2 4 - 0 0 1 >

別紙三(その一)(イ)号図面及びその説明書

- 一、名称 金属製棚に於ける受杆係脱装置(C-P九、C-P一二)
- 、図面の簡単な説明

第一図は本案装置の斜面図、第二図は一部を切除した要部の拡大斜面図である。

考案の詳細な説明

この考案は名古屋市<以下略>、協栄物産株式会社が製造し全国代理店を通じて販 売しているものであつて、その要旨とするところは図面に示すように後方側枠を垂 直となし前方側枠のほぼ中央部より下方に至るに従いその幅員を次第に狭少ならし めた金属製棚枠11 を左右に設け、該棚枠11 の内面に段階的に複数の上向き 係止突起44′を突設し、これに受杆22′の両端に形成させる折曲部33′に穿設した溝孔55′を係脱自在に取りつけると共に該折曲部33′の側面と棚枠11 の内接面に圧接するように係止させたものであつて、図面中66/は押え金であって金属製パイプ7を受杆22/上に架設してその上面より圧着したものである。 この考案は以上のように構成されているので、棚枠11/の上面を炊事場に釘着して足り下げて棚上して使用するよのであって、棚枠の内面に呼吸が欠複数の上向き て吊り下げて棚として使用するものであって、棚枠の内面に段階的に複数の上向き の係止突起44′に受杆22′の両端の折曲部33′に穿設した溝孔55′を上方 より係合してパイプを取りつけて受杆22′を固定し、或は受杆22′を上方に引

まり保育してハイフを取りついて入口 2 2 5 回元 5 へい 2 1 2 2 5 巨元 5 0 である。 上述のようにこの考案は棚枠 1 1 を上方に比し下方の幅員を狭くするよう中途より梯形に形成したので、炊事場に吊り下げて使用する時でも頭を前側に下げても棚 枠および棚受の幅員が狭い関係上頭を打つことなく、また棚枠の内面に係止突起4 4′を突設し、これに受杆22′の溝孔55′を係合させるようにしたので受杆2 2′が棚枠外に突き出ることなきは勿論係止突起44′に溝孔55′を係脱自在で あるから運搬の場合に折畳んで輸送することができるので不当に広い場所を占有す ることなく極めて軽便である。

別紙三 (その二)

< 1 1 8 2 4 - 0 0 2 >

別紙四(その一)

(ロ) 号図面およびその説明書

- 一、名称 金属製棚における受杆係脱装置(C-M九)
- 、図面の簡単な説明
- 第一図は本案装置の斜面図、第二図は一部を切除した要部の拡大斜面図である。

三、考案の詳細な説明

この考案は(イ)号図面および説明書の記載の要旨と同一であるのでその説明を省 略する。

別紙四 (その二)

< 1 1 8 2 4 - 0 0 3 >

別紙五 (その一)

(ハ) 号図面およびその説明書

一、名称 金属製棚における受杆係脱装置(B—P九、B—P九、二段、B—P一

二、B一P一二、二段)

、図面の簡単な説明

第一図は本案装置の一段の場合の斜面図、第二図は一部を切除した要部の拡大斜面 図、第三図は本案装置の二段の場合の斜面図、第四図は一部を切除した要部の拡大 斜面図である。

三、考案の詳細な説明

この考案は(イ)号図面およびその説明書記載の要旨と同一であるが、棚枠を単に 逆に形成した微差があるのみである。

別紙五(その二)

< 1 1 8 2 4 - 0 0 4 >

別紙五 (その三)

< 1 1 8 2 4 - 0 0 5 >

別紙六 (その一)

(二) 号図面およびその説明書

一、名称 金属製棚における受杆係脱装置

(B—M九、B—M九、二段)

二、図面の簡単な説明

第一図は本案装置の一段の場合の斜面図、第二図は一部を切除した要部の拡大斜面 図、第三図は本案装置の二段の場合の斜面図、第四図は一部を切除した要部の拡大 斜面図である。

三、考案の詳細な説明

この考案は(イ)号図面およびその説明書記載の要旨と同一であるが、棚枠を単に 逆に形成した微差があるのみである。

別紙六 (その二)

< 1 1 8 2 4 - 0 0 6 >

別紙六 (その三)

< 1 1 8 2 4 - 0 0 7 >